

女性の老親扶養規範に関する実証的考察

-ケアの理念と日常に注目して-

角 能

(東京大学大学院教育学研究科)

【要旨】

本稿は、若年期および壮年期女性を対象として女性の「老親扶養規範」を従属変数とした考察を行った。重要な知見は以下の通りである。

老親扶養が「日常」の段階に達する43歳以降になると、「理念」の段階に留まる43歳以前の段階に比べて、親への看病や家事援助などの「親への短期のケアの経験」が「老親扶養規範」に及ぼす効果が低くなる傾向が見られた。以上から、老親扶養が「日常」の段階に近づくと、ケアの肯定的な側面に加えてケア労働の負担的な側面を認識するようになる可能性が見えた。

次に、女性のライフコースにおいて通常「老親扶養」に先行し将来の自分の扶養の担い手になりうる「子ども」の存在がどのように「老親扶養規範」に対して影響を与えるのか、を考察した。まず、「幼児期に母親が育児に専念すべき」という「子育て規範」は、「男性は仕事、女性は家庭におけるケア」という「性別役割分業規範」とは独立して「老親扶養規範」に影響を及ぼしている。さらに「子どもの存在」そのものは、「幼児期に母親が育児に専念すべき」という「子育て規範」の影響を統制してもなお、「老親扶養規範」に対してマイナスの効果を持っている。「幼児期の母親愛情規範」そのものは「老親扶養規範」を強めるが、このような「母親の子どもへの関わり方に関する規範」を統制すると、「子どもの存在」は「老親扶養規範」を弱める。ここに現代の家族において、「老親扶養のことで子どもに迷惑をかけた子どもとトラブルを起こすことを回避する志向」が垣間見えた。

キーワード：老親扶養規範、ケアの理念と日常、ケアの負担の側面、短期のケア経験、こども

1. はじめに：問題関心

本研究は高齢者介護に関して、女性の「老親扶養規範」を対象とした実証的考察を行う。具体的には、日本家族社会学会が実施した全国レベルのマクロな計量データを用いた実証的考察を行う。

近年、少子高齢化の中で親の介護に直面せざるをえない者の割合が増大しており、老親扶養に注目が集まっている。そして「少子高齢化」の中で双方の親と結婚後も関わりを持つ「双系化」が注目を集めている。だが、「経済的な側面での老親扶養は男性が中心になる一方で、身体的な側面での老親扶養は女性に偏る」という「性別役割分業を伴った双系化の存在」(大和,2010)が指摘され、この点でも、身体介助や生活援助などの側面からの「女

性による老親扶養」は重要な問題である。(以後、本稿で「老親扶養」という場合は、このような「身体介助」や「生活援助」などのケアの意味で使用する。)

しかしながら、女性が生涯に行うケアは「老親扶養」に限定されず、「子育て」や「短期的なケア経験」である「家事援助」「看病」のように多岐に渡っている。対照的に、女性が行うケアの中で最後に行う可能性が相対的に高いケアである「介護」は「長期ケア」であり、さらに子育てと異なり終了地点が見えづらい。そして終了地点の見えやすい「子育て」や「短期ケア」である「家事援助」や「看病」などの実践は、(老親扶養を行わない、という選択も含めて) ライフコースの後半段階で直面しうる「老親扶養」にも影響を与えることが想定できる。よって、これらのさまざまなケア実践の「老親扶養」に与える影響を踏まえた実証的な考察が不可欠であるように思われる。

そして、以上のような少子高齢化の中での介護の双系化や様々なケア実践の背後に潜むものとして、「規範」の役割も看過できない。なぜなら、様々な制度を通じて多様な介護サービスへのアクセスの機会の平等を与えられたとしても、老親扶養自体は幼少時からの親子の相互作用の歴史による制約を受けている。このような状況下では、利用可能な介護資源にとどまらない、介護の担い手の老親に対する思いを含めた「規範」意識が介護実践、そして介護負担に大きな影響を与える可能性があるように思われるからである。

以上の点を踏まえて、本稿では、「介護の経験を持つ者」と「介護の経験を持たない者」双方を含めたデータに基づいて「女性の老親扶養規範」を考察している。なぜなら、1点目として、女性の「老親扶養規範」は実際の老親扶養が開始される前の様々な経験や規範の影響を受けて形成される可能性も高いからである。2点目としては、介護の担い手の負担を軽減するためには、公的介護制度を通じた介護の社会化が不可欠であるように思われるが、この実現のためには実際に介護を行っていない者からの社会的な支持も不可欠であるように思われるからである。

2. 本研究の方法

本研究で使用するデータとしては、日本家族社会学会が2009年1月～2月にかけて実施した「第3回全国家族調査(NFRJ08)」を用いる。28歳～72歳までの全国の男女を層化2段無作為中抽出法で標本抽出を行い、訪問留置法によって調査を実施したものである。標本規模は9,400人であり回収数は5,203人である。

本発表での考察対象としては、28歳～62歳の「女性」に限定する。分析に使用した「女性」の人数は906人である。分析対象を「女性」に限定した理由は、「男性」の場合は「自らが老親扶養をすることを想定する場合」と「自分の配偶者に老親扶養を求めることを想定する場合」の双方が混在しており、今回のデータにおいてはこの両者を区別することは困難を伴うためである。

結論を先取りすると、「子育て経験」や「親への看病や家事」などの老親扶養に先行する

ことの多い様々なケア実践を通じて、「老親扶養規範」の動向は左右される、ということである。「老親扶養」のイメージが遠い若い年齢段階では、強い「老親扶養規範」は理念に留まり、ケア労働の肯定的側面とより結びつき、親への「短期的なケア」である看病や家事援助の遂行と結びついている。しかし、老親扶養の年齢が近づくにつれて、通常介護の担い手とされることの多い女性は介護を理念よりも日常として捉えるようになり、上記のような、親への「短期的なケア」の実践を通じて、ケアの肯定的側面だけでなく、ケア労働の負担感を同時に認識する可能性が見られる、ということである。

以上をふまえて、以下、第3節では理論的考察を行いながら先行研究の意義および限界について述べる。そして、続く第4節においては、「老親扶養規範」を取り巻く様々な構造の影響を計量データに基づいて考察する。そして最後に、まとめの考察及び今後の課題を提起する。

3. 理論的考察を踏まえた先行研究の再検討

老親扶養をはじめケアにおける規範意識に関しては、「資源配分構造」と「規範構造」という主に2通りの構造を用いて解釈が行われてきた。あるいは両者が1つの論稿の中に同時に組み込まれるケース(Lynn 2006 など)も見られた。三世代同居や都市化、(ポスト)近代化、少子化やそれに伴う双系化、所得や社会階層に注目した先行研究などは、前者の「資源配分構造」に注目しているといえる。(落合 1994; 西村 2006; 菊澤 2007; Sarasa 2008 など) 親族以外の外部の介護サービスの存在が介護実践に与える影響という観点も、このような「資源配分構造」に注目している。また、市場を通じたケアの生産の困難さが家族における特に女性によるケア労働に結びつくことを提起した上野(1990)の理論もこのような潮流と通底する部分がある。加えるに、高齢者介護がかつてのような「家制度規範」ではなく「事情の論理」に基づくことを指摘した先行研究(森岡 1993 など)もこの潮流に属する、といえよう。他方で、性別役割分業規範などに注目した研究は後者の「規範構造」に注目している、といえる。さらには、「家制度規範」とは異なった「愛情規範」、あるいはそれに起因する「自発性のパラドックス」に注目した先行研究などもこの「規範構造」に注目しているといえる。(春日 2001; 中西 2009 など) しかしながら、これらの「資源配分構造」や「規範構造」に着目した先行研究においては、これらのマクロな構造がミクロな相互作用や実践においてどのように反映されているのか、に関する考察が十分に見られない。特に介護の相互作用の場面における介護の担い手のアンビバレントな相矛盾する感情・意識への考察が不十分なものとなっている。

このような問題点を踏まえた理論として、江原(2001)のように「ケア実践」そのものを通じてケアへの規範、ハビテュスが強化される、という理論的考察も見られる。つまり、ここでは「規範構造」や「資源配分構造」に回収されない「実践構造」に着目している。(江原 2001 など) しかしながら、江原の「実践構造」の概念そのものは「規範構造」をはじめ

としたマクロな構造が「実践構造」と同じベクトルで動くことを前提とした議論になってしまっており、「規範構造」や「資源配分構造」と関わりつつも、固有の要素で動く「実践」における構造に十分着目したものとなっていない。

そして、重要な点として、上記の「規範構造を通じて形成された老親扶養規範」とこのような「実践構造を通じて形成された老親扶養規範」の相違という点がある。介護や育児、さらにはこれらに共通する性別役割分業規範において、「理念」と「日常」の相違(尾嶋 2000)を踏まえることが今重要になっているように思われる。これらのケアにおいて実際に自分が担わない段階では、このようなケアに関する「規範」は「理念」に基づいたものとなる。他方で、実際に自分がこれらのケアを担い実践する段階での「規範」は「日常」に基づいたものとなる。つまり、通常女性のライフコースにおいて「介護に先行する」ケアである「子育て」や「親への看病・家事援助」などの「ケアの実践構造」の「介護」への影響は、「理念」の段階と「日常」の段階とで意味の異なったものになりうる。大和(2008)においては「介護を行う側の介護意識」と「介護を受ける側の介護意識」の比較を通して「一般的な介護意識」との相同性の程度の実証的分析が行われたが、そもそも「介護を受ける状態」も「介護を行なう状態」もともに「介護」に関わっている状態である。しかし、女性のライフコースにおいては「介護に関わっていない期間」も存在することを踏まえると、「介護に関わる前の状態」も考慮に入れて、「介護に関わっている状態」(関わる可能性が高くなる段階)と「介護に関わっていない状態」(関わる可能性が低くなる段階)の比較に基づいた分析も必要であろう。前者の若年の「介護に関わっていない段階」が介護の「理念の段階」なのに対して、後者の年齢の相対的に高い段階での「自分が介護を担ったり介護を受けたりして介護に関わっている状態」は介護の「日常の段階」である。加えるに、近代家族における「高齢者排除」「労働力再生産重視による子育て重視」が指摘される一方で直系家族と近代家族の規範の1つの家族内での同居、せめぎ合いも先行研究において指摘される所であり、「高齢者介護」と「子育て」の女性のケアの対象における位置づけを探ることも重要な課題である。「子育て」もまた子どもが幼少期の負担が非常に大きな「日常の段階」とその後年月が経過して負担がある程度緩和される「理念の段階」が存在する。そこで、「高齢者介護」「子育て」とともに「理念の段階」と「日常の段階」に分離してその位置づけを探ることが必要であろう。

このような「実践構造」に相当するものを実証的に考察したものとしては、介護者と介護の受け手の相互作用に注目した先行研究を中心に膨大な量の蓄積が見られる。これらの潮流の先行研究は家族介護者のアンビバレントな感情という点に注目してきた先行研究が多い。(Finch and Groves 1983; Ungerson 1987; 井口 2007; 山根 2009 など)

しかしながら、この「資源配分構造」と「規範構造」、「実践構造」は相互に関連しつつも異なる要素を含んだものなのであり、相互の位置づけを実証的に考察する必要がある。

以上を踏まえて本稿では、高齢者介護を取り巻くマクロな「資源配分構造」と高齢者介護に先行して形成される「規範構造」に加えて、高齢者介護に先行する様々なケアの実践

を通じて形成される「実践構造」によって、「介護」や「子育て」が「理念の段階」と「日常の段階」とでどのように異なった介護規範（本稿では、「老親扶養規範」）が形成されるのか、を実証的に考察したい。

4. データ分析

4.1 変数と仮説

最初に、全国レベルのマクロデータに基づいた考察を行いたい。ここで使用するデータは、日本家族社会学会が2009年1月から2月にかけて実施したものである。

分析は、2項ロジスティック回帰分析の手法を用いて行った。

各変数に関しては次のような方法で再構成した。

4.1.1 従属変数

ここでの従属変数は「親が寝たきりなどになった時、子供が介護するのは当たり前だ（1：そう思う、2：どちらかといえばそう思う、3：どちらかといえばそう思わない、4：そう思わない）」（問8（ケ））を「1：寝たきりなどの時の老親扶養は子が行うべき」と「0：そう思わない」の2分法に再構成した。（以降、「老親扶養規範」と表記）

データの分布としては、「1：寝たきりの時などの老親扶養は子が行うべき」を選択する女性が60.3%、「0：そう思わない」を選択する女性が39.7%である。

4.1.2 独立変数と仮説

4.1.2.a 「年齢」

表1：「年齢」と「老親扶養規範」

			老親扶養規範		
			そう思わない	寝たきりなどの老親扶養は子どもの義務	合計
年齢（出生コホート）	63-72歳（1936-45）	度数	263	285	548
		年齢（出生コホート）の%	48.0%	52.0%	100.0%
	53-62歳（1946-55）	度数	311	377	688
		年齢（出生コホート）の%	45.2%	54.8%	100.0%
	43-52歳（1956-65）	度数	254	367	621
		年齢（出生コホート）の%	40.9%	59.1%	100.0%
	33-42歳（1966-75）	度数	181	428	609
		年齢（出生コホート）の%	29.7%	70.3%	100.0%
	28-32歳（1976-80）	度数	76	189	265
		年齢（出生コホート）の%	28.7%	71.3%	100.0%
合計		度数	1085	1646	2731
		年齢（出生コホート）の%	39.7%	60.3%	100.0%

*** p<.001

このように、年齢が高くなり老親扶養の可能性が高くなるにつれて、逆に「老親扶養規範」は弱くなる傾向が見られる。つまり、「老親扶養規範」に関しては、「年齢が高い世代ほど伝統的な家族規範を持つという傾向」は見られず、逆に老親扶養の経験を持つ可能性の高い、年齢が高い世代ほど伝統的な家族規範が弱くなっている。

また、菊澤,2007によると、1940年~1949年生まれコーホートという戦後生まれを初めて含むコーホートに関しては、40代を境に急激に介護経験の割合が上昇している。(さらにこの時点では配偶者の介護の割合は親の介護の割合に比べて極めて低い。)

以上のデータより、40代が「老親扶養規範」に対する閾値に近い状態となっている、と判断し¹、本稿でも「43歳~52歳」コーホートを境に「このコーホート以上(つまり43歳以上)」と「このコーホート未満(つまり43歳未満)」の2分法に再構成した。言い換えれば「43歳未満」は「介護(老親扶養)が理念の段階」に近いのに対して、「43歳以上」は「介護(老親扶養)が日常の段階」に近い。また、この「43歳未満」は子育て負担が通常非常に大きく「子育てが日常の段階」なのに対して、「43歳以上」は子育て負担が少し緩和されることが多く「子育てが理念の段階」に近い、といえる。(以後本稿では、「介護」「老親扶養」や「子育て」の「理念の段階」と「日常の段階」の分岐点を43歳時点に設定する。さらに上記の菊澤,2007によると52歳時点では親の介護経験率に比べて配偶者介護経験率は極めて低い。よってこの43歳は「老親扶養」が「理念の段階」から「日常の段階」に変化する分岐点と考えられる。)

4.1.2.b 「親への短期ケア経験(看病・家事の手伝い)」 - 「実践構造」²

ここでは「過去1年間にこの方の看病や家事などの手伝いなどはしたことがありましたか」(母親)(問14付問1(ケ))と「過去1年間にこの方の看病や家事などの手伝いなどはしたことがありましたか」(父親)(問14付問1(ケ))('1:あった','0:なかった')を用いた。

なぜなら、同じ「過去1年間にこの方の看病や家事などの手伝いなどはしたことがありますか」において、「義父」や「義母」に関しては有意な相関さえ見られないためである。

この変数は直近での「老親扶養」の対象となる「親への短期ケア経験」を示す変数として設定する。先述したように介護が長期的かつ終了地点がわかりづらいのに対して、看病や家事の手伝いは相対的に短期的かつ終了地点が見えやすいという特徴を持つ。言い換え

¹ 加えるに本稿では、「63歳~72歳」という高齢期の女性を含み、「顕著に老親扶養規範の弱いコーホート」は分析対象となっていない。よって、若年・壮年女性のみを分析対象としている。そのため、10歳毎の「コーホートダミー」に基づいた分析を行うと、年齢の持つ意味がわかりにくくなることも想定し、このような43歳時点に分岐点として年齢変数を再構成した。

² 本来、このような「実践構造」に注目する場合、「老親扶養」そのものの実践・経験に関する変数の影響を見ることが求められる。だが、本調査においてはこのようなデータは含まれていないため、この変数の影響を通じた介護実践の実践構造を見ることはできなかった。この点は今後の課題としたい。

れば、直近での、従属変数である「老親扶養」の対象の親に対する「短期ケア」を通じた「実践構造」を示す変数である、と想定する。過去 1 年間に期間が限定されているため両親へのケア経験をすべて把握できない、という限界は持つが、直近の 1 年間に期間が限定されているがゆえに、逆に鮮明にその短期ケア実践を女性自身が記憶しており、将来の「老親扶養」の対象への「実践構造」がどのように「老親扶養規範」と結びつくのか、を考える上で適した変数である、ともいえる。

仮説としては、「親への短期ケア経験」はケアへの負担感を実感し「老親扶養規範」を弱めるというものを設定する。対立仮説としては、逆に「親への短期ケア経験」はケアの対象への愛着・責任感を強化したり、また「老親扶養規範」の強さは、このような「親への短期ケア」への参加を強化するというものを設定する。これは上記の「理論的考察」の「ケア実践」に注目したものである。

4.1.2.c 「健在の兄弟の有無」 - 「資源配分構造」

兄弟構成が老親扶養に影響を与える、ということは多くの先行研究やマスメディアを通じて指摘されてきた点である。よって、問 15 の変数を投入した。

兄弟がいる場合は、男兄弟の嫁が老親扶養を行う可能性が想定されるため、自分の老親扶養の負担の可能性が低くなる可能性が高い。そこで、ここでの仮説は、兄弟がいる場合は、「老親扶養規範」が強くなる、というものである。なぜなら、自分の老親扶養の可能性が低い場合は、「老親扶養規範」は理想的なものにとどまり、その負担の側面が認識されづらいため、「老親扶養規範」は強くなる、という仮説である。

対立仮説としては、兄弟がいる場合は「老親扶養規範」が弱くなる、というものを設定する。なぜなら、自分が老親扶養を担う可能性が低いと、老親扶養への責任意識が弱くなる場合も考えられるためである。

4.1.2.d 「健在の姉の有無」 - 「資源配分構造」

「老親扶養規範」に関して、長女による「老親扶養規範」の存在の可能性から、ここでは問 15 の変数を投入した。

仮説としては、「健在の姉」がいれば「老親扶養規範」が強くなる、というものを設定する。これは、自分が長女でなければ自分が老親扶養を担う可能性は低くなるため、老親扶養の肯定的側面のみ認識してその負担の大きさに対する認識が弱くなるため、老親扶養規範が強くなるという解釈によるものである。対立仮説としては、「健在の姉」がいないと「老親扶養規範」は強くなる、というものを設定する。これは、自分が長女ならば老親扶養の責任感を感じて、「老親扶養規範」が強くなる、という解釈に基づくものである。

4.1.2.e 「本人年収」・「対数・世帯年収」 - 「資源配分構造」

女性の年収の分布および社会保険料拠出義務水準である 130 万円を踏まえて、ここでは、

問 6 の変数を、「1 : 年収 130 万円以上」と「0 : 年収 130 万円未満」に再構成した。

仮説としては、社会保険料拠出義務水準を超えて就労する女性は、就労と老親扶養の両立困難の問題から「老親扶養規範」が弱くなる、というものである。

次に、外部の専門ケアサービスの購入可能性および女性の就労への圧力の可能性を踏まえて「対数・世帯収入」（問 18 を対数化したもの）を変数に投入した。

仮説としては、「世帯収入の高さ」は弱い「老親扶養規範」と結びつく、というものを設定する。これは、「世帯収入の高さ」は外部の専門ケアサービスの購入可能性を高め、「老親扶養規範」を相対化する可能性を高める、という解釈によるものである。対立仮説としては、「世帯収入が低さ」が弱い「老親扶養規範」と結びつく、いうものを設定する。これは、「世帯収入の低さ」が「女性の就労への圧力」につながり、そのことが「就労と老親扶養の両立困難」を想起させて、「老親扶養規範」を弱める、という解釈によるものである。

4.1.2.f 本人学歴-「資源配分構造」

教育が伝統的な家族規範を相対化する可能性は多くの先行研究において指摘されてきた点である。他方で、高学歴の女性ほど家族におけるケアの「愛情」規範の強さを指摘した先行研究の存在も見られる。女性の学歴分布を踏まえて、問 3(1)の「本人の学歴」を「1 : 大学・短大・専門学校卒業」と「0 : 高等学校、中学校」の 2 分法に再構成した。

仮説として、高学歴の女性ほど「老親扶養規範」が弱くなる、というものを設定する。これは高学歴を通じた教育効果が伝統的な「老親扶養規範」を弱める、という解釈によるものである。対立仮説としては、高学歴の女性ほど「老親扶養規範」が強くなる、というものを設定する。これは、高学歴の女性ほど家族に対する関心が強く、そのため家族におけるケアの愛情規範が強いことから、「老親扶養規範」が強くなる、という解釈によるものである。

4.1.2.g 「親との居住距離」 - 「資源配分構造」

この変数は、「老親扶養規範」の強さが、親との居住距離を極力近くする志向性と結びつく可能性に注目して、問 14 付問 (コ) の変数を投入した。遠距離介護を行う場合でも絶えず同居規範が作動する可能性（中川,2004）を踏まえると、この変数の影響を考慮することは重要であるといえる。

ここでは、「老親扶養規範」との相関に注目して、「この方はどこに住んでいますか。最もよく使われる交通手段でかかる時間をお答えください。」（父親）（問 14 付問 (イ)） < 「1 : 同じ建物内（玄関も同じ）」、「2 : 同じ建物内（玄関は別）」、「3 : 同じ敷地内の別棟」、「4 : 15 分未満」、「5 : 15 分～30 分未満」、「6 : 30 分～60 分未満」、「7 : 1 時間～3 時間未満」、「8 : 3 時間以上」 > および「この方はどこに住んでいますか。最もよく使われる交通手段でかかる時間をお答えください。」（母親）（問 14 付問 (イ)） < 「1 : 同じ建物内（玄関も同じ）」、「2 : 同じ建物内（玄関は別）」、「3 : 同じ敷地内の別棟」、「4 : 15 分未満」、「5 : 15 分～30

分未満」、「6：30分～60分未満」、「7：1時間～3時間未満」、「8：3時間以上」>という変数を3つに再構成した。具体的には、父親、母親ともに「1：同じ建物内（玄関も同じ）」と「2：同じ建物内（玄関は別）」と「3：同じ敷地内の別棟」を「同居」、「4：15分未満」、「5：15分～30分未満」、「6：30分～60分未満」を「近居」、「7：1時間～3時間未満」、「8：3時間以上」を「遠距離」として再構成した。さらに「遠距離」を基準値として「同居」と「近居」を「ダミー変数」としてそれぞれ投入した。

以上が、上記の理論的考察における「資源配分構造」や「実践構造」に着目したものであった。以下においては、「老親扶養規範」に先行して形成される可能性の高い各種の家族規範に注目し、「規範構造」に着目した独立変数を投入する。

4.1.2.h 「性別役割分業規範」 - 「規範構造」

ここでは、「男性は外で働き、女性は家を守るべきである」（1：そう思う、2：どちらかといえばそう思う、3：どちらかといえばそう思わない、4：そう思わない）（問8-ア）を「1：男は仕事、女は家」、「0：そう思わない」の2分法に再構成した。

仮説としては、伝統的な性別役割分業規範は「家制度的な意識」と結びつき、「老親扶養規範」を弱める、というものである。

だが、大和,1995 や船橋,2006,において指摘されたように、女性の就労は必ずしも「家族のケア責任を女性が担うべき」という規範を緩和するとは限らない。

4.1.2.i 「幼児期の母親愛情規範」 - 「規範構造」

ここでは「子供が3歳ぐらいまでは母親は仕事を持たずに育児に専念すべきだ」（1：そう思う、2：どちらかといえばそう思う、3：どちらかといえばそう思わない、4：そう思わない）（問8-イ）を、「1：幼児期は母親は育児に専念すべきだ」、「0：そう思わない」の2分法に再構成した。

「就労と家庭における労働の負担の男女間での負担の相対化」は必ずしも家族における女性の負担は弱まらず、むしろ女性の就労が増えて、そのような規範が強化されながらも、家庭における育児・介護などの負担は女性が担う傾向が続くことが指摘されている。

育児に関する規範は介護における規範に先行して形成されることが多くこの変数を採用した。（下記の表2のように、子育て経験が高い高齢世代ほど、「幼児期は母親は育児に専念すべき」という規範が強い。）また高齢になると「子育て」の負担は減ることが多く、「子育て」の負担が大きく「子育て」が日常の段階である若年期と比べて「子育て」が理念の段階に変質する可能性が高い。

表 2: 「年齢」と「幼児期の母親愛情規範」

			幼児期の母親愛情規範		
			そう思わない	幼児期母親育児に専念すべき	合計
年齢（出生コホート）	63-72歳（1936-45）	度数	88	458	546
		年齢（出生コホート）の%	16.1%	83.9%	100.0%
	53-62歳（1946-55）	度数	131	554	685
		年齢（出生コホート）の%	19.1%	80.9%	100.0%
	43-52歳（1956-65）	度数	185	438	623
		年齢（出生コホート）の%	29.7%	70.3%	100.0%
	33-42歳（1966-75）	度数	245	367	612
		年齢（出生コホート）の%	40.0%	60.0%	100.0%
	28-32歳（1976-80）	度数	121	144	265
		年齢（出生コホート）の%	45.7%	54.3%	100.0%
合計		度数	770	1961	2731
		年齢（出生コホート）の%	28.2%	71.8%	100.0%

*** $p < .001$

仮説としては、「幼児期の母親愛情規範」の強さは、家族規範の強さという共通の論理によって、「老親扶養規範」を強化する、というものである。

しかしながら、この「育児」に関する「愛情規範」は「子どもの有無」によって左右される可能性がある。育児負担は子供がいない場合は純粋な規範意識に近いのに対し、子育て経験を持つ場合は、「育児体験」とも結びつく可能性が高いためである。

4.1.2.j 「子どもの有無」 - 「実践構造」

そこで、「子どもの有無」（問6）が「老親扶養規範」にどのような影響を与えるのか、考察した。

この変数は「子育て」というケア実践を通じた「実践構造」の「老親扶養規範」への影響を見るための変数として設定する。上記の「親への短期ケア経験」という「実践構造」が「老親扶養」の対象への「実践構造」であるのに対して、「子育て経験」は「将来の自分に対する介護の担い手」でもあり、「自分が将来老親扶養を受ける可能性がある」存在である子どもへのケアの「実践構造」である点に特徴がある。よって、「老親扶養に関する規範」という観点からもこの変数は注目に値する。

仮説としては、「子どもの存在」は「老親扶養規範」を弱める、というものを設定する。これは、「子どもに自分の老後の扶養のことで迷惑をかけまい」とする意識と結びついた場合は、子育て経験が「老親扶養規範」を弱める、という解釈によるものである。近代家族における「愛情規範」や「労働力の再生産の家族役割」の対象から、高齢者が外されてきたことは先行研究においても指摘されている。（山田,1994 など）

対立仮説としては、「子どもの存在」は「老親扶養規範」を強める、というものを設定する。これは、「子どもとの長年に渡る相互作用の歴史・物語」が、子どもへの介護を期待する心理と結びつき、「老親扶養規範」を強める、という解釈によるものである。

4.1.2.k 「外部専門機関への信頼」—「介護の社会化」と「親族による老親扶養」の関係

ここでは、「あなたは次の問題で援助や相談相手がほしいときに、どのような人や機関を頼りにしますか（あなたや家族の誰かが病気でどうしても人手が必要なとき）」（問 17：ウ-11：専門家やサービス機関：行政・金融機関・学校関係者・ヘルパーなど）（多重回答方式）を独立変数に投入する。この項目を通じて、「介護の社会化」を通じた親族外部の専門機関と親族・家族の相互関係がどのように女性の意識において位置付けられているのか、を見る。

仮説としては、「外部専門機関への信頼」は、ケアの社会化の支持、家族・親族扶養の重さの認識と結びつき、「老親扶養規範」を弱める、というものである。

対立仮説としては、老親扶養そのものへの関心の高さを媒介して、「外部専門機関への信頼」と「老親扶養規範の強さ」は連動する、というものである。

以上の、a から k までの変数を踏まえて、これらの「資源配分構造」や「規範構造」、「実践構造」の「老親扶養規範」に与える影響を、以下において検討する。

4.2. 結果

表 3：従属変数：「老親扶養規範」 Nagelkerke R²値=.092 2 項ロジスティック回帰分析
n=906

	B	有意確率	Exp (B)
年齢 (1=43以上・0=43未満)	-.399	*	.671
過去1年間の親への短期ケア経験 (1=ある・0=いない)	.324	*	1.383
健在の兄弟の有無 (1=いる・0=いない)	.206	.202	1.229
健在の姉の有無 (1=いる・0=いない)	.167	.324	1.182
本人年収再構成 (1=年収130万円以上・0=年収130万円未満)	.130	.436	1.139
本人学歴再構成 (1=大学,短大,専門卒・0=中等教育卒)	-.164	.296	.849
対数・世帯年収	.157	.419	1.170
性別役割分業規範 (1=男は仕事女は家・0=そう思わない)	.117	.480	1.124
幼児期母親育児専念規範 (1=3歳まで母親は育児専念すべき・0=そう思わない)	.736	***	2.088
子どもの有無 (1=いる・0=いない)	-.362	†	.696
親との居住距離・基準=遠距離		†	
同居ダミー	.550	*	1.733
近距離ダミー	.229	.180	1.258
非常事の外部の専門ケア機関への信頼 (1=選択・0=非選択)	-.058	.796	.944
定数	-.182	.711	.834

***p<0.001 **p<0.01 *p<0.05 †p<0.1

結果を見ると、「本人年収」や「世帯年収」のような経済力に関わるマクロな「資源配分構造」は「老親扶養規範」と有意に結びついていない。他方で、「老親扶養規範」の強い女性は、親との同居を選択する傾向が見られ、この点での「資源配分構造」は有意な結びつきが見られる。

ここで注目したいのが「年齢」という変数と「親への短期ケア経験」（過去1年間の親への短期ケア経験）と「子育て経験」（子供の有無）という2つの「実践構造」の影響である。

まず、「親への短期ケア経験」そのものは、「老親扶養規範」を有意に高めているが、「年齢」に関しては、年齢が高くなるにつれて有意に「老親扶養規範」が弱くなっている。つまり、「親への短期ケア経験」を過去1年間に持つ者は「老親扶養規範」が相対的に強い者ではある。しかしながら同時に介護が近づく高い段階の年齢になると、ケア労働の負担が認識されるようになる可能性が想起される。ここから、「親の介護」と結びつきにくい「理念」の段階での「親への短期ケア経験」とは異なった性質のものとしてケアを実践する女性には認識されている可能性が考えられる。この「親への短期ケア経験」の「老親扶養規範」に対して持つ意味の年齢段階による相違を次節で考察したい。

次に「子育て経験」という「実践構造」の影響である。「3歳までの母親育児専念規範」という「規範構造」そのものは「老親扶養規範」と連動している。つまり、このような「幼児期の子どもへの愛情規範」そのものは「家族規範」、「家族における愛情規範の強さ」という要素と媒介して「老親扶養規範」と結びついていることも想起できる。しかしながら、「子どもの有無」という子育て経験、子育てというケアを通じた「実践構造」の影響を見ると、「老親扶養規範」とは対立関係にある傾向が見られる。つまり、子育てというケア実践を経験すると、「子どもに老親扶養のことで迷惑をかけまい」とする意識と結びつき、「老親扶養規範」を弱める可能性が考えられる。

しかしながら、この「親への短期ケア経験」と「子どもの有無」という実践構造は、「介護」や「子育て」が「理念の段階」と「日常の段階」とでその持つ意味が異なる可能性があり、この点を5節、6節を通じて実証的に考察する。

5. 「親への短期ケア経験」と「老親扶養規範」—介護が「日常の段階」と「理念の段階」を比較して—

以上より、マクロな「資源配分構造」そのものは、「親との居住距離（同居ダミー）」や「健在の兄の有無」を除いて、女性の「老親扶養規範」そのものには有意な影響を与えていない。特に「有償労働」と結びつく「本人年収」や「世帯収入・対数」は「老親扶養規範」に有意な影響を及ぼしているとはいえない。

むしろ、「老親扶養規範」に先行して形成される可能性の高い家族労働に関する「規範構造」の方が「老親扶養規範」に影響を及ぼしている。さらには「子育て経験」（＝こどもの有無）や「過去1年間の親への短期ケア経験」のような「実践構造」も「老親扶養規範」

と有意な結びつきが見られる。しかしながら、これらの「実践構造」は、「介護」や「子育て」が「理念の段階」にすぎない場合とリアリティが感じられるようになる「日常の段階」とでその意味が異なる可能性がありその点を考慮に入れて分析する必要がある。以下では、将来の老親扶養の対象になり得る親へのケアの実践構造である「過去 1 年間の親への短期ケア経験」と将来の自らのケアの担い手となり得る子どもへのケアの実践構造である「子どもの有無」の、「理念の段階」と「日常の段階」とでの「老親扶養規範」に対して持つ意味の相違の可能性に着目して分析を行う。本節では、まず前者の「過去 1 年間の親への短期ケア経験」と「老親扶養規範」の結びつきが、介護が「理念の段階」と「日常の段階」とでどのように異なるのか、を考察する。

「老親扶養」と関わる可能性の低い年齢の段階では、「老親扶養規範」は高くなっている。しかしながら、「老親扶養」に関わる可能性の高い「高年齢の段階」になると「老親扶養規範」は弱くなっている。他方で、「過去 1 年間に限定されている」とはいえ「親への短期のケア経験」は「老親扶養規範」の強さと結びついている。このことは「親への短期のケア経験」という「実践構造」が「老親扶養規範」においてどのような意味を持つことを示唆しているのだろうか。下記の表 4 を見ると、「年齢」による「過去 1 年間の親への短期のケア経験」の割合には有意な差が見られない。（これは女性と男性の相違点でもある。）だがこの「過去 1 年間の親への短期ケア経験」という「実践構造」が「老親扶養規範」に対して持つ意味が、「老親扶養」が「理念の段階」と「日常の段階」とで異なる可能性がある。

このことを確認するために下記の表 5 を参照する。結果を見ると、介護が「理念」の段階である 43 歳未満においても介護が「日常」の段階に近づく 43 歳以上においても「過去 1 年間の親への短期ケア経験」は相対的に強い「老親扶養規範」と結びついている。しかしながら、43 歳未満の女性においては、「過去 1 年間の親への短期ケア経験」が「老親扶養規範」を有意に強めている一方で、43 歳以上の女性においては、「過去 1 年間の親への短期ケア経験」が「老親扶養規範」を強める度合いが 43 歳未満に比べて弱くなっている。つまり、老親扶養が「日常」の段階に近づく 43 歳以上になると「理念」の段階にとどまる 43 歳未満と比べて、単に「老親扶養規範」が弱くなるだけでなく「過去 1 年間の親への短期ケア経験」が「老親扶養規範」と結びつく度合いが弱くなっているのである。

ここから、以下のような可能性が導き出せる。まず、自らの扶養の対象となり得る「親への短期的なケア経験」に関しては、「親への短期的なケア経験」が「老親扶養実践」と結びつく可能性が低い若い年齢段階では、「親への短期的なケア経験」は「強い老親扶養規範」と結びついている。しかしながら、このような「ケア実践」を通じた「実践構造」によって「ケアの担い手」となる女性が高い年齢になっていざ老親扶養に直面した時も「老親扶養」を行う可能性が高くなるが、この段階になると親のケアにおける愛情や規範のような肯定的側面だけでなくケア労働の負担感という否定的側面も同時に感じるようになってくる可能性が想定される。

表 4：年齢と「過去1年間の親への短期ケア経験」

			過去1年間の親への短期ケア経験		
			なかった	あった	合計
年齢（出生コーホート）	53-62歳（1946-55）	度数 年齢（出生コーホート）の %	45 42.1%	62 57.9%	107 100.0%
	43-52歳（1956-65）	度数 年齢（出生コーホート）の %	160 55.2%	130 44.8%	290 100.0%
	33-42歳（1966-75）	度数 年齢（出生コーホート）の %	220 49.4%	225 50.6%	445 100.0%
	28-32歳（1976-80）	度数 年齢（出生コーホート）の %	101 43.2%	133 56.8%	234 100.0%
	合計	度数 年齢（出生コーホート）の %	526 48.9%	550 51.1%	1076 100.0%

P > 0.1

表 5：年齢ごとの「過去1年間の親への短期ケア経験」と「老親扶養規範」の関係

年齢				老親扶養規範		
				そう思わない	寝たきりなどの老親扶養は子どもの義務	合計
43未満	過去1年間の親への短期ケア経験	なかった	度数 親への生活援助経験の %	114 36.1%	202 63.9%	316 100.0%
		あった	度数 親への生活援助経験の %	79 22.1%	278 77.9%	357 100.0%
		合計	度数 親への生活援助経験の %	193 28.7%	480 71.3%	673 100.0%
		なかった	度数 親への生活援助経験の %	85 41.7%	119 58.3%	204 100.0%
43以上	過去1年間の親への短期ケア経験	あった	度数 親への生活援助経験の %	63 33.2%	127 66.8%	190 100.0%
		合計	度数 親への生活援助経験の %	148 37.6%	246 62.4%	394 100.0%

43歳未満：***p<0.001

43歳以上：†p<0.1

6. 「子育て」と「老親扶養規範」-子育てが「日常の段階」と「理念の段階」を比較して-

表6：年齢ごとの「子どもの有無」と「老親扶養規範」の関連

年齢再構成				老親扶養規範		
				そう思わない	寝たきりなどの老親扶養は子どもの義務	合計
43未満	子どもの有無	子ども無し	度数	54	210	264
			子どもの有無の%	20.5%	79.5%	100.0%
		子どもあり	度数	200	402	602
		子どもの有無の%	33.2%	66.8%	100.0%	
	合計	度数	254	612	866	
		子どもの有無の%	29.3%	70.7%	100.0%	
43以上	子どもの有無	子ども無し	度数	52	109	161
			子どもの有無の%	32.3%	67.7%	100.0%
		子どもあり	度数	775	906	1681
		子どもの有無の%	46.1%	53.9%	100.0%	
	合計	度数	827	1015	1842	
		子どもの有無の%	44.9%	55.1%	100.0%	

43歳未満*** $p < 0.001$ 43歳以上** $p < 0.01$

続いて本節では、「子育て」と「老親扶養規範」の関係を考察する。「子育て」という「自らの将来の扶養の担い手になる可能性のある者」へのケアの実践は、逆に「老親扶養規範」を弱めている。さらに年齢ごとに分割すると、通常「子育て」の負担が大変大きく子育てが「日常の段階」である43歳未満の女性の方が、「子育て」の負担が緩和されることが多く子育てが「理念の段階」に近づく43歳以上の女性に比べて「子どもの有無」と「老親扶養規範」の負の結びつきの度合いが若干大きくなっている。(表6)

つまり「自らの将来の老親扶養」の担い手となり得る「子ども」へのケアである「子育て」に関しては、「子育て経験」を通じた「子どもへの愛情規範」によって、「子どもに、老親扶養のことで迷惑をかけまい」とする認識にもつながり、このことがケア労働の負担感と結びついて「老親扶養規範」へマイナスの影響を及ぼす可能性が考えられる。これを年齢ごとに見ると、43歳未満の女性の方が43歳以上の女性よりも「子どもの有無」と「老親扶養規範」の負の結びつきは弱くなっているが、子育てが「日常の段階」の「43歳未満の女性」の場合は「子育て負担が大きく子どもに自分の親の老親扶養のことで迷惑をかけまい、とする意識」、子育てが「理念の段階」の「43歳以上の女性」の場合は「老親扶養が日常の段階」に近づくことで「自分の親の老親扶養の負担」を認識し始めて「子どもには自分の老後の扶養や自分の親の老親扶養のことでこのような迷惑をかけまい、とする意識」という結びつきが見られるのではないだろうか。

7. まとめの考察と今後の課題

以上より、老親扶養が「理念」に留まる段階では、親へのケアは愛情、規範などのその肯定的な側面のみが注目されやすく、そのことが老親扶養規範の強さと結びつく。しかしながら、老親扶養が「日常」に近づく段階になると、ケア労働の負担感というその否定的な側面も同時に認識され老親扶養規範に対する親への短期ケア実践の効果は弱くなっている、のではないだろうか。さらに、「幼児期の母親愛情規範」という「母親の子どもへの関わり方」そのものは家族規範を通じて「老親扶養規範」と共振するものの、このような「母親の子どもへの関わり方」についての規範を統制すると、子どもがいるということそのものと「老親扶養」とで負の結びつきが見られ、子どもとの「自分や自分の親の老親扶養」を巡る摩擦を回避しようという女性の志向が見える。ここでも、子どもがいなければ「子どもとの介護をめぐる関わり」は「理念」にすぎないのに対し、子どもがいると「子どもとの介護をめぐる関わり」は「日常」の問題となってくる。この点からも「日常」の段階になると「理念」の段階と異なり、ケア実践の肯定的な側面だけでなく、その負担を伴う側面が認識されるようになる可能性を物語っているように思われる。

それでは、今後のこの領域の課題は何であろうか、複数提起したい。

まず、1つ目の今後の課題は、「老親扶養規範」といっても、「社会全体としてこのような老親扶養をめぐる資源配分が好ましい」という「マクロな老親扶養規範」と「自分を取り巻く環境を踏まえて、自分とその周囲の者はこのような老親扶養をめぐる資源配分をすることが好ましい」という「ミクロな老親扶養規範」を区別した分析の必要性である。この点はインタビューデータ等によって「老親扶養」の意味付けにまで踏み込んだ分析を行い補足していく必要がある。

2つ目の課題は、「老親扶養規範」は、「自分の親に対する介護を想定する場合」と「自分が自分の子どもから介護を受けることを想定する場合」の双方の可能性があるので、これを区別した考察の必要性である。本稿でもこの点まで区別した分析を行うことはできず、今後聞き取り調査の方法なども併用した形で、「老親扶養規範」の意味付けにまで踏み込んだ考察が求められよう。

3つ目の課題として、「老親扶養」の対立軸は複数あるということを踏まえた分析の必要性である。「老親扶養規範」の相対化は「介護の社会化」を通じた家族の負担の緩和につながるとは限らない。むしろ、「老老介護」に象徴されるように夫婦間介護という別の形での家族の負担を強化する可能性もある。よって、このような多様な対立軸の可能性を理論的・実証的に検討して、「老親扶養」の位置づけを再考していく作業が不可欠であろう。

4つ目の課題として、パネルデータや回顧インタビュー等の手法に基づくことによる、子育てや生活援助・看病などの「老親扶養」に先行するケア実践の「老親扶養」への影響の厳密な分析の必要性である。具体的には、「因果関係」の方向の厳密な分析の必要性である。（そもそも「老親扶養」の強さが「親への短期ケア経験」につながる、という逆方向の因

果関係の解釈も可能である。)

[文献]

- Cooke,Lynn Prince,2006, “Policy Preferences and Patriarchy :The Division of Domestic Labour in East Germany, West Germany and the United States” *Social Politics* ,13(1) :117-143.
- Finch,J. and Groves,D,1983, *Labour and Love : Women,Work and Caring*, London: Routledge and Kegan Paul.
- Sarasa,Sebastian ,2008, “Do Welfare Benefits Affect Womens’ Choices of Adult Care Giving?,” *European Sociological Review* ,24(1) : 37-51.
- Ungerson,Clare,1987, *Policy is Personal:Sex,Gender and Informal Care*, Tavistock Publications (=1999, 平岡公一・平岡佐智子訳『ジェンダーと家族介護 政府の政策と個人の生活』, 光生館.)
- 井口高志, 2007, 『認知症家族介護を生きる 新しい認知症ケア時代の臨床社会学』東信堂.
- 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズム理論の地平』岩波書店.
- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房.
- 尾嶋史章, 2000, 「『理念』から『日常』へ 変容する性別役割分業意識」, 盛山和夫編, 『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会, 217-236.
- 落合恵美子, 1994, 『21世紀家族へ』有斐閣.
- 春日キスヨ, 2001, 『介護問題の社会学』岩波書店.
- 菊澤佐江子, 2007, 「女性の介護：ライフコース視点からの考察」『福祉社会学研究』4 : 99-119.
- 木戸功, 2010, 『概念としての家族-家族社会学のニッチと構築主義』新曜社.
- 中西泰子, 2009, 『若者の介護意識 親子関係とジェンダー不均衡』勁草書房.
- 中川敦, 2004, 「遠距離介護と親子の居住実態-家族規範との言説的な交渉に注目して-」『家族社会学研究』15(2): 89-99.
- 西村真弓, 2006, 「介護が就業形態の選択に与える影響」『季刊家計経済研究』70: 53-61.
- 船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダーポリティクス』勁草書房.
- 森岡清美, 1993, 『現代家族変動論』ミネルヴァ書房.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ』新曜社.
- 大和礼子, 1995, 「性別役割分業意識の二つの次元」『ソシオロジ』40(1): 109-126.
- , 2008, 『生涯ケアラーの誕生-再構築された世代関係/再構築されないジェンダー関係』学文社.
- , 2010, 「日常的援助における性別役割分業にもとづく双系と系譜における父系の併存-現代日本における高齢者-成人子関係についての文献レビューから-」『関西大学社会学部紀要』42(1): 35-76.
- 山根純佳, 2010, 『なぜ女性はケア労働をするのか 性別分業の再生産を超えて』岩波書店.

Positive Analysis on Norm on Caring for Elderly Parents of Japanese Women
—Focusing on Comparing Phase of Everyday Affairs of Care with Phase of Ideal of Care—

Yoku KADO
University of Tokyo

This paper analyze norm on caring for elderly parents of Japanese women in early life and ones in the prime of life , based on factual evidences.

When they reach at the age of 43, at which caring for elderly parents get more daily incident, the extent that their experience of caring for short time affect their norm on caring for elderly parents get weaker than when they are below age of 43. Based on this evidence, they feel both negative aspects, in addition to positive aspects of caring when caring for elderly parents get more daily incident.

Next, I research for how the existence of child affect their norm on caring for elderly parents. First, the norm that mother should devote herself to rearing her infant children, independent of norm that father should devote themselves to paid work and mother should devote themselves to unpaid caring on their house. On the other hand, the existence of child has negative effect for norm on caring for elderly parents. So controlling for norm on how they should educate infant child, the existence of child affect negative impact on their norm on caring for their elderly parents. Based on this factual evidence, Japanese women is likely to avoid for causing trouble on elderly care with their child.

Key words and phrases: norm on caring for elderly parents, elderly care as ideal incident and elderly care as daily incident, negative aspects of caring, experience for caring for short-time, children